

消費税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。))を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第一号イにおいて「事務所等」という。))の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。))である場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。)) 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸出の許可をいう。))若しくは積込みの承認(同法第二十三条第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。))に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。))があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 二 省 略

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物(関税法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。))として当該資産を輸出した場合(次号に掲げる場合を除く。)) 次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

三 法第七条第一項第一号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で当

改正前

(輸出取引等の証明)

第五条 同上

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。))である場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸出の許可をいう。))若しくは積込みの承認(同法第二十三条第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。))に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。))があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 二 同 上

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物(関税法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。))として当該資産を輸出した場合 次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この号において同じ。）との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものである場合（当該資産の譲渡が販売場において行われるものであつて、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に当該資産を引き渡す場合に限り。）当該運送契約に係る契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されたもの

イ 当該相手方の氏名又は名称

ロ 当該運送契約を締結した年月日

ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額

ニ 当該資産の仕向地

ホ 当該国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

四 省 略

五 法第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前各号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 省 略

2 事業者が法第七条第一項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第四号二に掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号二に掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 省 略

6 省 略

（免税対象物品から除かれる物品の範囲）

第六条 法第八条第一項に規定する財務省令で定める物品は、金及び白金の地金並びに金貨及び白金貨とする。

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

三 同 上

四 法第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前三号に規定する資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行つた相手方との契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 同 上

2 事業者が法第七条第一項第三号に掲げる旅客の輸送若しくは通信又は令第十七条第二項第五号に掲げる郵便若しくは信書便の役務の提供をした場合において、前項第三号二に掲げる事項を記載することが困難であるときは、同号二に掲げる事項については、同号の規定にかかわらず、その記載を省略することができる。

3 同 上

6 同 上

（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）

第六条の二 令第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、

その者が最後に入国した日までに国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三 戸籍の附票の写し

2 令第十八条第二項第一号に規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号に規定する旅券等をいう。第二号において同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 旅券等の種類及び旅券の番号

3 令第十八条第二項第二号に規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、当該書類の名称及び当該書類に記載された国内以外の地域に住所又は居所を有することとなつた年月日に関する事項とする。

第六条 令第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、その

者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

2 令第十八条第三項第一号イに規定する旅券等に係る情報は、旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下第九条までにおいて同じ。）に記載された事項のうち、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 旅券等の種類及び番号（旅券の写しが貼付された出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二（船舶観光上陸の許可）に規定する船舶観光上陸許可書にあつては、当該旅券の番号）

3 令第十八条第三項第一号ロに規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 在留証明 次に掲げる事項

イ 在外公館の名称

ロ 発給年月日

ハ 免税購入対象者（法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び第六条の三第一号において同じ。）の本籍

ニ 発給番号

三 戸籍の附票の写し 次に掲げる事項

イ 作成年月日

ロ 免税購入対象者の本籍

4 令第十八条第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、同号に

規定する運送契約に係る契約書の写し（当該運送契約を締結した年月日が記載されたものに限る。）とする。

5| 令第十八条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一| 一般物品（令第十八条第三項第一号に規定する一般物品をいう。第七項第四号及び第九項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二| 当該一般物品を譲渡する基地内輸出物品販売場（令第十八条第三項第四号に規定する基地内輸出物品販売場をいう。次項第二号、第七項第二号及び第八項において同じ。）を經營する事業者の氏名又は名称

三| 当該一般物品の購入の年月日

四| 当該一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額

五| 当該一般物品の購入者が、当該一般物品を購入後において輸出することを誓約する旨

6| 令第十八条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類とは、次に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類であつて、第五号に掲げる事項につきその購入者が署名した書類をいう。

一| 消耗品（令第十八条第二項第二号に規定する消耗品をいう。次項第四号及び第九項第四号において同じ。）の購入者の氏名及び所属又は機関

二| 当該消耗品を譲渡する基地内輸出物品販売場を經營する事業者の氏名又は名称

三| 当該消耗品の購入の年月日

四| 当該消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額

五| 当該消耗品の購入者が、当該消耗品を購入した日から三十日以内に輸出することを誓約する旨

7| 令第十八条第三項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一| 免税対象物品（令第十八条第二項に規定する免税対象物品をいう。以

下この条及び第七条の二第二項において同じ。)の購入者の氏名、住所又は居所及び所属又は機関

二 当該免税対象物品を譲渡する基地内輸出物品販売場を営業者の氏名又は名称

三 当該運送契約を締結した年月日

四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額(当該免税対象物品のうち、一般物品と消耗品とがある場合には、当該一般物品の価額と当該消耗品の価額のそれぞれの合計額。第九項第四号において同じ。)

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者(令第十八条第三項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第九項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。)の氏名又は名称及び納税地

8 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等(基地内輸出物品販売場を営業者が、令第十八条第三項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。)を前三項に規定する書類に貼り付けた場合には、これらの規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

9 令第十八条第七項に規定する購入記録情報とは、次に掲げる事項が記録された電磁的記録(同条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条第一項及び第二項において同じ。)をいう。

一 免税対象物品を譲渡する市中輸出物品販売場(令第十八条第三項第一号に規定する市中輸出物品販売場をいう。以下第十条の六までにおいて同じ。)を営業者が同号から同項第三号までの規定により提供を受けた第二項各号に掲げる事項及び第三項各号に定める事項

二 当該市中輸出物品販売場を営業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該市中輸出物品販売場の名称(当該市中輸出物品販売場が自動販売機型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。)である場合にあつては、当該自動販売機型輸出物品販売場に設置してい

る指定自動販売機（同号に規定する指定自動販売機をいう。以下第十条の二まで及び第十条の九において同じ。）を識別するための情報）、所在地及び識別符号（次条第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。以下この号において同じ。）（当該免税対象物品の譲渡を臨時販売場（法第八条第九項の規定により同条第七項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第九項に規定する臨時販売場をいう。以下この号、第十条の八第三項及び第十条の九において同じ。）において行う場合にあつては、当該臨時販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地、当該臨時販売場の名称（当該臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあつては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）及び所在地並びに法第八条第十項の承認に係る識別符号）

三 当該免税対象物品の譲渡の年月日

四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量、価額及び一般物品又は消耗品の別並びに当該免税対象物品の価額の合計額

五 令第十八条第三項第三号に定める方法により免税対象物品の譲渡が行われた場合には、同号に規定する運送契約が締結された国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称

六 令第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされた同項に規定する合算対象輸出品販売場において免税対象物品の譲渡を行う場合には、その旨

10 法第八条第七項に規定する輸出品販売場（同条第九項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む。）を経営する事業者は、令第十八条第三項各号に定める方法により行つた免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、第五項から第七項までに規定する書類又は前項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等である旨を併せて記載し、又は記録するものとする。

（購入記録情報の提供方法等）

第六条の二 令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織を使用して購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下第十条の七までにおいて同じ。）の提供を行う市中輸出品販売場を経営する事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署

長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）（以下第十条の九までにおいて「氏名等」という。）、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 当該市中輸出品販売場の所在地

三 届出者の電子メールアドレス

四 当該市中輸出品販売場に係る購入記録情報の提供を承認送信事業者（令第十八条の四第四項に規定する承認送信事業者をいう。第十条の五から第十条の七までにおいて同じ。）が令第十八条の四第一項前段の規定により行う場合にあつては、その旨及び当該承認送信事業者の識別符号（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）

五 法第八条第十項の承認を受けた事業者にあつては、その旨

六 その他参考となるべき事項

2 | 税務署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出書を提出した事業者に対し、当該届出書に係る市中輸出品販売場ごとの識別符号及び法第八条第十項の承認に係る識別符号を通知する。

3 | 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 当該変更に係る市中輸出品販売場の所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

4 | 令第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十条の七第二項第一号において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、令第十八条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして購入記録情報を送信する方法とする。

5 | 令第十八条第七項の規定により購入記録情報を提供する場合における当

〔輸出物品販売場における購入者への説明事項〕

第六条の三 令第十八条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八条第一項の規定による税関長の確認は、免税対象物品（同項に規定する免税対象物品をいう。以下第十条までにおいて同じ。）を購入した日から九十日以内に本邦から出国する際の出港地を所轄する税関長に対してその所持する旅券を提示し、又は当該旅券に係る情報を提供して受けるものである旨及び免税購入対象者（同項に規定する免税購入対象者をいう。第八条第五項及び第九条第七項において同じ。）は、当該税関長の求めに応じて当該免税対象物品を提示できるようにしなければならない旨

二 法第八条第一項の規定による税関長の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなければならない旨及びそれを輸出しなかつた場合には当該免税対象物品の譲渡につき同項の規定により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。）に相当する額を徴収され、かつ、法第六十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により刑罰が科されることがある旨

〔購入記録情報の提供方法等〕

第六条の四 令第十八条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該免税対象物品を譲渡する輸出物品販売場（法第八条第七項に規定する輸出物品販売場（同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）をいう。以下この条及び第九条において同じ。）を経営する事業者が令第十八条第二項各号の規定により提供を受けた第六条の二第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する事項

二 当該輸出物品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並び

該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

6 前各項に定めるもののほか、令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

〔市中輸出物品販売場における購入者への説明事項〕

第六条の三 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二 法第八条第一項の規定の適用を受けた物品を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該物品の譲渡につき同項の規定の適用により免除された消費税額（当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。）に相当する額を徴収される旨

- に当該輸出品物販売場の名称（当該輸出品物販売場が自動販売機型輸出品物販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する自動販売機型輸出品物販売場をいう。以下第十条までにおいて同じ。）である場合には、その自動販売機を識別するための情報）、所在地及び次条第三項の規定により通知を受けた識別符号（当該輸出品物販売場が臨時販売場（令第十八条の五第一項に規定する臨時販売場をいう。第十条において同じ。）である場合には、第十条第二項の規定により通知を受けた識別符号）
- 三 当該免税対象物品の譲渡の年月日
- 四 当該免税対象物品の品名、品名ごとの数量及び法第二十八条第一項に規定する対価の額（以下この号及び次号において「税抜価額」という。）並びに当該免税対象物品の税抜価額の合計額
- 五 当該免税対象物品の税抜価額が一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）につき百万円以上である場合には、当該免税対象物品に係る固有の番号、特徴その他の法第八条第一項の税関長の確認において当該免税対象物品を特定するに足りる事項
- 六 当該免税対象物品の譲渡が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合には、その旨
- 七 令第十八条の三第八項の規定の適用がある場合には、その旨
- 2 令第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第八項に規定する国税庁長官の定める方法により輸出品物販売場を経営する事業者の氏名又は名称を明らかにして購入記録情報（法第八条第二項に規定する購入記録情報をいう。以下この条及び第九条において同じ。）を送信する方法とする。
- 3 前項に規定する方法により購入記録情報を提供する場合における当該購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。
- 4 前二項に定めるもののほか、令第十八条第七項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。
- 5 令第十八条第十項に規定する財務省令で定める方法は、同項の購入記録情報及び税関確認情報（法第八条第三項に規定する税関確認情報をいう。）

次項及び第九条第七項において同じ。)を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

6 | 令第十八条第十項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報及び税関確認情報を保存する輸出物品販売場を営業者は、当該購入記録情報及び当該税関確認情報を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同条第十項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(輸出物品販売場の許可申請書の記載事項等)

第七条 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下第十条までにおいて「氏名等」という。)、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地)
- 二 申請者の電子メールアドレス
- 三 当該許可を受けようとする販売場の所在地
- 四 次に掲げる輸出物品販売場(法第八条第七項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条において同じ。)の許可の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 一般型輸出物品販売場(令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下第十条までにおいて同じ。)の許可
当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続(同号口に規定する免税販売手続をいう。以下同条までにおいて同じ。)
に係る事務を承認免税手続事業者(令第十八条の三第一項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下第十条までにおいて同じ。)に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認免税手続事業者の氏名

(輸出物品販売場における書類等の保存等)

第七条 法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場(同条第七項に規定する輸出物品販売場をいい、同条第九項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下第十条までにおいて同じ。)を営業者は、令第十八条第三項第一号の規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第五号に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。)、同条第三項第三号及び第六号に規定する書類並びに同条第七項の規定により提供した購入記録情報(令第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。)を整理し、法第八条第一項に規定する譲渡を行った日の属する課税期間の末日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存しなければならない。

2 | 令第十八条第五項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第七項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出物品販売場を営業者は、

又は名称及び納税地

ロ 自動販売機型輸出品販売場の許可 当該販売場に設置する自動販売機を識別するための情報

五 当該販売場に係る購入記録情報の提供等（令第十八条の二第二項第一号ロに規定する購入記録情報の提供等をいう。以下第十条までにおいて同じ。）に係る事務を承認送受信事業者（令第十八条の四第一項に規定する承認送受信事業者をいう。以下第十条までにおいて同じ。）に委託して行わせる場合には、その旨並びに当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び第九条第三項の規定により通知を受けた識別符号

六 その他参考となるべき事項
2 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該販売場で行う法第八条第一項の規定の適用を受けるための事務の概要を記載した書類

二 当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し

三 購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類（購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し）

四 その他参考となるべき書類
3 税務署長は、法第八条第七項の許可をするときは、その許可に係る事業者に対し、その許可に係る輸出品販売場の識別符号を通知する。

4 輸出品販売場を経営する事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく（輸出品販売場を移転する場合には、その移転する日の前日までに）、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 変更の内容

三 当該輸出品販売場の所在地（当該輸出品販売場を移転する場合には、移転前及び移転後の所在地）

四 その他参考となるべき事項

当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する市中輸出品販売場を経営する事業者は、当該購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によりすることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

5 令第十八条の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
- 二 法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出品販売場の所在地
- 三 その他参考となるべき事項

（承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等）

第八条 令第十八条の三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
 - 二 設置しようとする免税手続カウンター（令第十八条の三第一項に規定する免税手続カウンターをいう。以下この条において同じ。）の所在地
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 令第十八条の三第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二 令第十八条第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第三項第三号に規定する運送契約に係る契約書又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第七項各号に掲げる事項を整理と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同項に規定する書類につき同条第八項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付けることにより、当該事項の記載を省略することができる。

2 令第十八条第三項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、同条第十二項に規定する書類を整理し、同条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存しなければならない。

（輸出品販売場で購入した物品を亡失した場合の免税手続）

第八条 法第八条第三項本文の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に申請者の旅券等の写し及び亡失証明書を添付して、これを同項に規定する税関長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所
- 二 亡失の事情及びその場所
- 三 当該物品の購入の年月日
- 四 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- 五 当該物品を購入した輸出品販売場を経営する事業者の氏名又は名称

書類とする。

一 設置しようとする免税手続カウンターで行う免税販売手続に係る事務の概要を記載した書類

二 その他参考となるべき書類

3 承認免税手続事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく（免税手続カウンターを移転する場合には、その移転する日の前日までに）、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 変更の内容

三 当該免税手続カウンターの所在地（当該免税手続カウンターを移転する場合には、移転前及び移転後の所在地）

四 その他参考となるべき事項

4 令第十八条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 廃止しようとする免税手続カウンターの所在地

三 その他参考となるべき事項

5 承認免税手続事業者は、令第十八条の三第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行う一般型輸出品販売場の別に、免税購入対象者ごとの法第八条第一項の規定の適用に関する免税販売手続の記録及び令第十八条の三第八項の規定の適用に関する記録を作成して整理し、当該免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は免税販売手続に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

（承認送受信事業者の承認申請書の記載事項等）

第九条 令第十八条の四第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつ

及び当該輸出品販売場の所在地

2 前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に提出者の旅券等の写しを添付して、これをその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。

一 提出者の氏名及び住所又は居所

二 前項第二号から第五号までに掲げる事項

3 令第十八条第十七項の規定により読み替えられた法第八条第三項本文の承認を受けようとする国際第二種貨物利用運送事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名等、納税地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号及び個人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 亡失の事情及びその場所

三 当該物品に係る令第十八条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した年月日

四 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五 当該物品に係る輸出品販売場を営業者の氏名又は名称並びに納税地及び当該輸出品販売場の所在地

（輸出品販売場で購入した物品の譲渡手続）

第九条 法第八条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に申請者の旅券等の写しを添付して、これを同項ただし書に規定する税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名等、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この章において「住所等」という。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び住所等）

二 当該物品の所在場所

三 当該物品の購入の年月日

四 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五 当該物品を購入した輸出品販売場を営業者の氏名又は名称

ては、氏名等及び納税地)

二 申請者の電子メールアドレス

三 購入記録情報の提供等に使用する情報システムの概要

四 その他参考となるべき事項

2 令第十八条の四第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 購入記録情報の提供等に係る事務の概要を記載した書類

二 購入記録情報の提供等に使用する情報システムに関する内容を記載した書類

三 その他参考となるべき書類

3 税務署長は、令第十八条の四第二項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、当該承認に係る識別符号を通知する。

4 承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う輸出物品販売場に係る法第八条第二項前段の規定による購入記録情報の提供を行う場合には、前項の規定により通知を受けた識別符号を併せて提供しなければならない。

5 承認送受信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

6 令第十八条の四第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 その他参考となるべき事項

7 承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等につき、免税購入対象者ごとに当該購入記録情報の提供等に関し記録を作成して整理し、輸出物品販売場を経営する事業者が当該免税購入対象者に対して譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした日（税関確認情報

及び当該輸出品販売場の所在地

六 当該物品の法第八条第四項に規定する譲渡又は譲受けに係る者の氏名又は名称及び住所等

七 前号の譲渡又は譲受けの理由

八 その他参考となるべき事項

（輸出品販売場の許可申請書の記載事項等）

第十條 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる輸出品販売場の許可の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 一般型輸出品販売場（令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出品販売場をいう。第十条の三第一項第二号、第十条の八第一項及び第十条の九第一項第一号において同じ。）に係る法第八条第七項の許可 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 当該許可を受けようとする販売場の所在地

ハ その他参考となるべき事項

二 手続委託型輸出品販売場（令第十八条の二第二項第二号に規定する手続委託型輸出品販売場をいう。以下第十条の九までにおいて同じ。）に係る法第八条第七項の許可 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 当該許可を受けようとする販売場の所在地

ハ 当該販売場に係る特定商業施設（令第十八条の二第四項に規定する特定商業施設をいう。以下第十条の四までにおいて同じ。）が同項各号のいずれに該当するか別

二 当該販売場が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合又は当該特定商業施設が同条第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、その旨

ホ 当該特定商業施設の名称及び所在地

ヘ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続（令第十八条の二第二項第二号イに規定する免税販売手続をいう。以下第十条の四

の受領をしない場合にあつては、同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供をした日)の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等)

第十条 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名等、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地)
- 二 申請者の電子メールアドレス
- 三 設置を予定している臨時販売場の概要
- 四 当該臨時販売場に係る購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる場合には、当該承認送受信事業者の氏名又は名称及び前条第三項の規定により通知を受けた識別符号
- 五 その他参考となるべき事項

2| 税務署長は、法第八条第十項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、当該承認に係る識別符号を通知する。

3| 法第八条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地)
- 二 当該臨時販売場の名称(当該臨時販売場が自動販売機型輸出品品販売場とみなされる臨時販売場である場合には、その自動販売機を識別するための情報。第五項第三号において同じ。)及び所在地
- 三 一般型輸出品品販売場とみなされる当該臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、当該承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地

4| その他参考となるべき事項

法第八条第九項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

までにおいて同じ。)の代理に関する契約を締結した承認免税手続事業者(令第十八条の二第七項に規定する承認免税手続事業者をいう。第十条の四において同じ。)の氏名又は名称及び納税地

三| 自動販売機型輸出品品販売場に係る法第八条第七項の許可 次に掲げる事項

- イ 申請者の氏名等及び納税地(法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号)
- ロ 当該許可を受けようとする販売場の所在地及び当該販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報
- ハ その他参考となるべき事項

2| 令第十八条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 前項第一号に掲げる許可 当該許可を受けようとする販売場の見取図その他参考となるべき書類
- 二 前項第二号に掲げる許可 次に掲げる書類
- イ 当該許可を受けようとする販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
- ロ 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続の代理に関する契約書の写し

ハ 次に掲げる特定商業施設の区分に応じ次に定める書類

- (1) 令第十八条の二第四項第一号に規定する地区又は同項第二号に規定する地域 当該地区又は当該地域に係る商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号)第二条第一項(人格及び住所)に規定する商店街振興組合をいう。以下この号及び次条第四項第二号において同じ。)の定款又は事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号(種類)に規定する事業協同組合をいう。以下この号及び次条第四項第二号において同じ。)の定款(当該地区又は当該地域が令第十八条の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する特定商業施設を構成する全ての商店街振興組合及び事業協同組合の定款とする。次条第二項第四号イにおいて「組合の定款」という。)(の写し)

- 一 前項第二号に規定する所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類
 - 二 一般型輸出品販売場とみなされる当該臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合には、その委託に関する契約書の写し
 - 三 その他参考となるべき書類
- 5 令第十八条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
 - 二 変更の内容
 - 三 当該臨時販売場の名称及び所在地
 - 四 当該臨時販売場に係る法第八条第九項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間
 - 五 その他参考となるべき事項
- 6 法第八条第十項の承認を受けた事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
 - 二 変更の内容
 - 三 その他参考となるべき事項
- 7 令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）
 - 二 その他参考となるべき事項

- (2) 令第十八条の二第四項第三号に規定する大規模小売店舗又は同項第四号に規定する一棟の建物 当該特定商業施設が同項第三号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類
 - 二 特定商業施設が令第十八条の二第四項第二号に規定する地域である場合にあつては、当該地域に一の商店街が形成されている旨を証する書類
 - ホ 当該販売場が令第十八条の二第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する大規模小売店舗を設置している者が商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることを証する書類
 - ヘ 特定商業施設が令第十八条の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類
 - ト その他参考となるべき書類
- 三 前項第三号に掲げる許可 次に掲げる書類
- イ 当該許可を受けようとする販売場の付近見取図
 - ロ 当該販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類
 - ハ その他参考となるべき書類
- 3 令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
 - 二 移転前の手続委託型輸出品販売場の所在地及び移転後の手続委託型輸出品販売場の所在地
 - 三 当該手続委託型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日
 - 四 当該許可に係る特定商業施設の名称及び所在地
 - 五 当該手続委託型輸出品販売場を移転しようとする年月日
 - 六 その他参考となるべき事項
- 4 令第十八条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 移転しようとする手続委託型輸出品販売場に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類
 - 二 その他参考となるべき書類

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第十條の二 令第十八條の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 設置しようとする免税手続カウンター（令第十八條の二第二項第二号に規定する免税手続カウンターをいう。以下第十條の四までにおいて同じ。）の所在地

三 当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四 当該特定商業施設が令第十八條の二第四項各号のいずれに該当するか
の別

五 当該特定商業施設が令第十八條の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、その旨

六 その他参考となるべき事項

2 令第十八條の二第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 設置しようとする免税手続カウンターの見取図

二 当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

三 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

四 次に掲げる特定商業施設の区分に応じ次に定める書類

イ 令第十八條の二第四項第一号に規定する地区又は同項第二号に規定する地域 当該地区又は当該地域に係る組合の定款の写し

ロ 令第十八條の二第四項第三号に規定する大規模小売店舗又は同項第四号に規定する一棟の建物 当該特定商業施設が同項第三号又は第四号に該当する特定商業施設である旨を証する書類

五 特定商業施設が令第十八條の二第四項第二号に規定する地域である場合にあつては、当該地域に一の商店街が形成されている旨を証する書類

六 特定商業施設が令第十八條の二第六項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定に該当する旨を証する書類

七 その他参考となるべき書類

3 令第十八條の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の規定により特定商業施設の区分を同項の地区等に変更しようとする旨とする。

4 | 令第十八条の二第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 | 旧承認（令第十八条の二第十二項に規定する旧承認をいう。次号及び第三号において同じ。）に係る特定商業施設内において同項に規定する承認免税事業者が現に免税販売手続を代理する手続委託型輸出品販売場の別に次に掲げる事項を記載した書類

イ | 当該手続委託型輸出品販売場を経営する事業者の氏名又は名称及び納税地並びに当該手続委託型輸出品販売場の名称及び所在地
ロ | 当該承認免税事業者が令第十八条の二第十二項に規定する新承認に係る特定商業施設内において引き続き免税販売手続を代理することに対する当該手続委託型輸出品販売場を経営する事業者の同意又は不同意の別

二 | 旧承認に係る令第十八条の二第十二項に規定する大規模小売店舗を設置している者が同項の地区等に係る商店街振興組合又は事業協同組合の組合員であることを証する書類

三 | 旧承認に係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

四 | その他参考となるべき書類

5 | 令第十八条の二第十三項に規定する財務省令で定める手続委託型輸出品販売場は、前項第一号に掲げる書類において同号ロの同意をした旨を明らかにした手続委託型輸出品販売場とする。

6 | 令第十八条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 | 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 | 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

イ | 免税手続カウンターを移転しようとする場合 移転前の免税手続カウンターの所在地及び移転後の免税手続カウンターの所在地並びに移転しようとする年月日

ロ | 免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合 設置しようとする免税手続カウンターの所在地及び設置しようとする年月日

ハ | 免税手続カウンターを廃止しようとする場合 廃止しようとする免税手続カウンターの所在地及び廃止しようとする年月日

三 | 当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地

四 当該特定商業施設に係る令第十八条の二第七項の承認を受けた年月日
五 その他参考となるべき事項

7 令第十八条の二第十四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 免税手続カウンターを移転しようとする場合 移転後の免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

ロ 免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合 設置しようとする免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る

特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

二 その他参考となるべき書類

8 令第十八条の二第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 当該変更に係る自動販売機型輸出品販売場の所在地及び識別符号（第六条の二第二項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）

三 変更前の指定自動販売機を識別するための情報及び変更後の指定自動販売機を識別するための情報

四 当該自動販売機型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

五 指定自動販売機を変更した年月日

六 その他参考となるべき事項

（輸出品販売場をやめようとする旨の届出書の記載事項等）

第十条の三 令第十八条の二第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 法第八条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする一般型輸出品販売場、手続委託型輸出品販売場又は自動販売機型輸出品販売場の所在地

三 当該一般型輸出品販売場、手続委託型輸出品販売場又は自動販売機型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日
四 その他参考となるべき事項

2 令第十八条の二第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
- 二 廃止しようとする免税手続カウンターに係る特定商業施設の名称及び所在地
- 三 当該特定商業施設に係る令第十八条の二第七項の承認を受けた年月日
- 四 その他参考となるべき事項

（免税手続カウンターにおいて作成された記録の保存）

第十条の四 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出品販売場の別に、当該免税販売手続につき、令第十八条の三第一項の規定の適用に際し作成した書類その他の免税販売手続に関し作成した記録を整理し、令第十八条の二第二項第二号イに規定する契約に基づき免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人については残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年间、これを納税地又は一の特定商業施設内に設置する免税手続カウンター（当該特定商業施設内に複数の免税手続カウンターを設置する者にあつては、これらの免税手続カウンターにおいて作成された記録を保存する一の免税手続カウンター）の所在地に保存しなければならない。

（承認送信事業者による購入記録情報の提供方法等）

第十条の五 承認送信事業者が、令第十八条の四第一項前段の規定により同項第一号の契約に係る市中輸出品販売場に係る購入記録情報を提供する場合には、当該承認送信事業者の識別符号（第十条の七第三項の規定により通知を受けた識別符号をいう。）を併せて提供しなければならない。

2 令第十八条の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項前段の規定により提供した購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）とする。

(承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存)

第十條の六 承認送信事業者は、令第十八條の四第一項第一号の契約に係る市中輸出品販売場の別に、同項前段の規定により提供した購入記録情報を整理し、当該購入記録情報の提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

2 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四條第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(承認送信事業者の承認申請書の記載事項等)

第十條の七 令第十八條の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 申請者の電子メールアドレス

三 その他参考となるべき事項

2 令第十八條の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の概要を記載した書類

二 購入記録情報の提供に関する事務手続の概要を明らかにした書類

三 その他参考となるべき書類

3 税務署長は、令第十八条の四第六項の規定による同条第四項の承認をするときは、その承認に係る事業者に対し、承認送信事業者の識別符号を通知する。

4 承認送信事業者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

5 令第十八条の四第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名等及び納税地）

二 当該承認送信事業者に係る令第十八条の四第四項の承認を受けた年月日

三 その他参考となるべき事項

（臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書の記載事項等）

第十条の八 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

ハ その他参考となるべき事項

二 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受けようとする事業者 次に掲げる事項

イ 申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 一般型輸出品物販売場、手続委託型輸出品物販売場又は自動販売機型輸出品物販売場に係る法第八条第七項の許可を受けた年月日

ハ その他参考となるべき事項

2 令第十八条の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次項各号に掲げる要件を満たすことを証する書類

二 七月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実又は設置する意思を有する旨を証する書類

三 その他参考となるべき書類

3 令第十八条の五第二項第一号イに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件の全て（自動販売機型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、第一号に掲げる要件）を満たす者とする。

一 臨時販売場において行つた免税販売手続（令第十八条第七項に規定する免税販売手続をいう。次号において同じ。）について検証を行うための必要な体制が整備されていること。

二 手続委託型輸出品物販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。

4 令第十八条の五第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

二 令第十八条の五第二項第一号又は第二号に係る法第八条第十項の承認を受けた年月日

三 その他参考となるべき事項

（臨時販売場の届出書の記載事項等）

第十条の九 法第八条第九項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 一般型輸出品物販売場又は手続委託型輸出品物販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名

等、納税地及び法人番号)

ロ 当該臨時販売場の名称及び所在地

ハ 令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第十項の承認を受けた年月日

ニ 手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからヘまでに掲げる事項

ホ その他参考となるべき事項

二 自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者 次に掲げる事項

イ 届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）

ロ 当該臨時販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報及び当該臨時販売場の所在地

ハ 令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第十項の承認を受けた年月日

ニ その他参考となるべき事項

2 法第八条第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 前項第一号に掲げる事業者 次に掲げる書類

イ 当該臨時販売場の付近見取図

ロ 前項第一号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類

ハ 手続委託型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類

ニ その他参考となるべき書類

二 前項第二号に掲げる事業者 次に掲げる書類

イ 当該臨時販売場の付近見取図

ロ 前項第二号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類

ハ その他参考となるべき書類

3 令第十八条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる

(小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等)

第十一条 法第九条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。)、納税地(納税地と住所等(住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地をいう。以下この章において同じ。))とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。)及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 五 省 略
三 四 省 略

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(当該書類の写し及びその者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。))

事項とする。

- 一 届出者の氏名等及び納税地(法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号)
- 二 変更の内容
- 三 当該変更に係る臨時販売場の名称(当該臨時販売場が自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあつては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報)及び所在地
- 四 当該臨時販売場に係る法第八条第九項の届出書に記載した当該臨時販売場を設置しようとする期間
- 五 その他参考となるべき事項

(小規模事業者に係る納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出書の記載事項等)

第十一条 同 上

一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この章において同じ。)、納税地(納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 五 同 上
三 四 同 上

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。))を含み、その者の氏

を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいづれかの書類

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードでその課税仕入れの日において有効なもの

ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの

ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの

ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特別被保険者手帳

ホ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ヘ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項（免許証の交付）に規定する運転免許証（その課税仕入れの日において有効なものに限る。）又は同法第一百五十五条の二第一項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の九の様式によるものに限る。）

ト 旅券でその課税仕入れの日において有効なもの
チ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管

名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。とする。

一同上

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードでその課税仕入れの日において有効なもの

ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特別被保険者手帳の写し

ホ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

ヘ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項（免許証の交付）に規定する運転免許証（その課税仕入れの日において有効なものに限る。）又は同法第一百五十五条の二第一項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の九の様式によるものに限る。）の写し

ト 旅券でその課税仕入れの日において有効なもの
チ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管

理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、その課税仕入れの日において有効なもの

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの前一年以内のものに限る。）

又 イからリまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、その課税仕入れの前一年以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同日において有効なもの）

二 省 略

三 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託（法第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。第五号及び第六号において同じ。）の受託事業者（同条第三項に規定する受託事業者をいう。第五号及び第六号において同じ。）を除く。） 当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑証明書で、その課税仕入れの前一年以内に作成されたもの

ロ 省 略

四 人格のない社団等（国内に主たる事務所を有するものに限る。） 当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ 省 略

五 外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいい、法人課税信託の受託事業者を除く。） 当該外国法人の次に掲げるい

理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、その課税仕入れの日において有効なもの

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの前一年以内のものに限る。）又はこれらの書類の写し

又 イからリまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、その課税仕入れの前一年以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同日において有効なもの）又はその写し

二 同 上

三 同 上

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑証明書で、その課税仕入れの前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 同 上

四 同 上

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるもの

ロ 同 上

五 同 上

ずれかの書類

イ 当該外国法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第一項（外国会社の登記）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条第一項（外国法人の登記）に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの

ロ 省 略

六 法人課税信託の受託事業者 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。）

2・3 省 略

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定がある場合における第五条第一項及び第三項、第八条第五項、第九条第七項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第八条第五項及び第九条第七項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

イ 当該外国法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第一項（外国会社の登記）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条第一項（外国会社の登記）に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 同 上

六 同 上

イ 同 上

ロ 当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。）の写し

2・3 同 上

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十三条の三 法第四十五条の二第一項の規定がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定め
るものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条
の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準
ずるものであつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一
号）第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合
をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 省 略

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁
的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第九号に規定する財務省令で定め
る電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項
に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第一項第一号から第八号までに掲げる電磁的記録又は
前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第六条の四第六項、第
十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項若しくは第二
十六条の八第二項の規定又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵
省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）
の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保
存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、
法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

3 法第五十九条の二第一項に規定する財務省令で定める要件は、電子計算
機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
施行規則第五条第五項各号（他の国税に関する法律の規定の適用）に掲げ
る要件に準ずる要件に従つて特定電磁的記録（法第五十九条の二第一項に
規定する特定電磁的記録をいう。次項及び第五項において同じ。）の保存
を行うこととする。

4 前項の特定電磁的記録は、期限後申告等（法第五十九条の二第一項に規
定する期限後申告等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基因
となる事項に係る特定電磁的記録（同条第一項の事業者が、あらかじめ、

出期限の翌日。第四項において同じ。）とする。

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定め
るものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）七十二條
の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準
ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定す
る事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定
する協同組合連合会とする。

2 同 上

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁
的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第十号に規定する財務省令で定め
る電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録、第十六条第四項に
規定する電磁的記録及び前条第七項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第一項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は
前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第七条第三項、第十条
の六第三項、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三
項、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項又は租税特別措置法施行規
則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等
であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力すること
により作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録さ
れた事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

当該特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合には同項の規定の適用を受けない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出している場合における当該特定電磁的記録に限る。)とする。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 その他参考となるべき事項

5| 前項の事業者は、特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合において法第五十九条の二第一項の規定の適用を受けないことをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項の届出書は、その効力を失う。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 前項の届出書を提出した年月日
- 三 その他参考となるべき事項

6| 第四項の事業者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 第四項の届出書を提出した年月日
- 三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
- 四 その他参考となるべき事項

(国又は地方公共団体等に係る輸取出引等の証明書類等の保存期間の特例)
第二十九条 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第五条第

一項及び第三項、第八条第五項、第九条第七項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各

(国又は地方公共団体等に係る輸取出引等の証明書類等の保存期間の特例)
第二十九条 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第五条第

一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(令第七十六条第二項の規定の適用がある

号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第三項において同じ。）と、第八条第五項及び第九条第七項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条の改正規定、第六条の二を削る改正規定、第六条の改正規定、同条を第六条の二とし、第五条の次に一条を加える改正規定、第六条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二号中「本邦から出国する際に所持していなかった場合には、」を「遅滞なく輸出しなければならぬ旨及びそれを輸出しなかった場合には」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、第七条の改正規定、第七条の二を削る改正規定、第八条から第十条までの改正規定、第十条の二から第十条の九までを削る改正規定、第十一条第一項第一号の改正規定、第二十三条の三の改正規定、第二十六条の五第一項の改正規定、第二十七条の二の改正規定（同条第一項中「第七十一条の二第一項第十号」を「第七十一

場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第三項において同じ。）と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

条の二第一項第九号」に改める部分及び同条第二項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項、第十条の六第三項」を「第六条の四第六項」に改める部分に限る。）及び第二十九条の改正規定 令和八年十一月一日

二 第二十七条の二に四項を加える改正規定 令和九年一月一日

(経過措置)

第二条 令和七年四月一日から令和八年十月三十一日までの間における改正後の消費税法施行規則第六条の三第二号の規定の適用については、同号中「遅滞なく輸出しなければ」とあるのは「本邦から出国する際に所持しなければ」と、「輸出しなかつた」とあるのは「所持していなかつた」とする。

(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

(消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項に規定する国民健康保険の被保険者証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第一項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する国民健康保険の被保険者証又は」とする。

2 附則第二条第二項に規定する健康保険の被保険者証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第二項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する健康保険の被保険者証又は」とする。

3 附則第二条第三項に規定する船員保険の被保険者証について、経過期

附 則

(消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項に規定する国民健康保険の被保険者証について、経過期間における第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新消費税法施行規則」という。）第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第一項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する国民健康保険の被保険者証又は」とする。

2 附則第二条第二項に規定する健康保険の被保険者証について、経過期間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第二項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する健康保険の被保険者証又は」とする。

3 附則第二条第三項に規定する船員保険の被保険者証について、経過期

間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第三項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する船員保険の被保険者証又は」とする。

4 附則第二条第四項に規定する後期高齢者医療の被保険者証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第四項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する後期高齢者医療の被保険者証又は」とする。

5 附則第二条第五項に規定する国家公務員共済組合の組合員証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第五項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する国家公務員共済組合の組合員証」とする。

6 附則第二条第六項に規定する地方公務員共済組合の組合員証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第六項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する地方公務員共済組合の組合員証」とする。

7 附則第二条第七項に規定する私立学校教職員共済制度の加入者証について、経過期間における消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第七項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する私立学校教職員共済制度の加入者証」とする。

間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第三項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する船員保険の被保険者証又は」とする。

4 附則第二条第四項に規定する後期高齢者医療の被保険者証について、経過期間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は」とあるのは、「、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第四項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する後期高齢者医療の被保険者証又は」とする。

5 附則第二条第五項に規定する国家公務員共済組合の組合員証について、経過期間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第五項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する国家公務員共済組合の組合員証」とする。

6 附則第二条第六項に規定する地方公務員共済組合の組合員証について、経過期間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第六項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する地方公務員共済組合の組合員証」とする。

7 附則第二条第七項に規定する私立学校教職員共済制度の加入者証について、経過期間における新消費税法施行規則第十五条の七第一項の規定の適用については、同項第一号二中「又は健康保険日雇特別被保険者手帳」とあるのは、「、健康保険日雇特別被保険者手帳又は租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十六号）附則第四条第七項（消費税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）に規定する私立学校教職員共済制度の加入者証」とする。